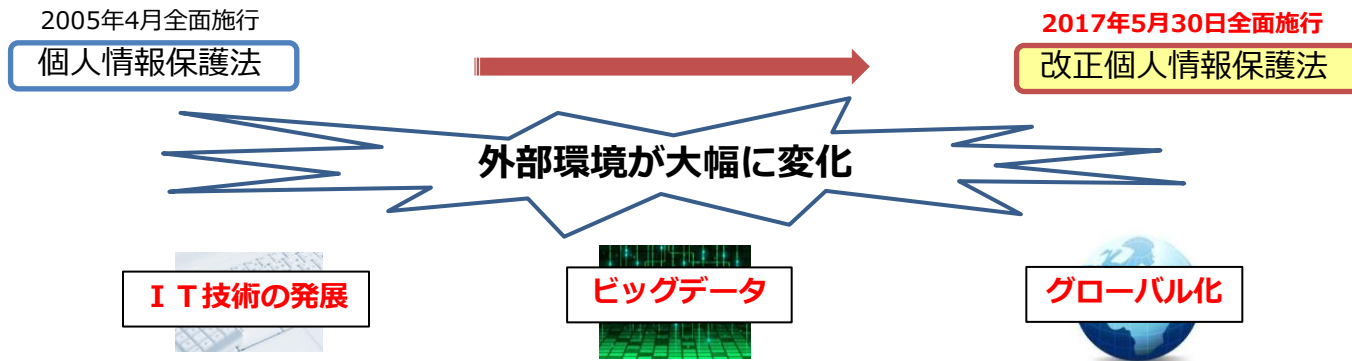


1. 法改正の経緯・背景

2005年4月の個人情報保護法全面施行から10年以上が経過しました。その間クラウド等のIT技術の発展、スマートフォンの普及等により、大量の個人情報がいわゆるビッグデータとして蓄積され、制定当時には想定されなかったような個人データの利活用等が可能となったことや、海外からの個人情報取扱いルールの明確化要請に対応するために、今回大幅な見直しが行われたものです。



2. 改正個人情報保護法のポイント

旧法から改正又は明確化された事項の主なものは次のとおりです。今回大幅な見直しが行われていますが、企業年金の実務について、抜本的な見直しはもとめられるものではありません。

	旧 個人情報保護法	改正後 個人情報保護法
個人情報の定義 (第2条①②)	生存する個人に関する情報であって ① 氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの	生存する個人に関する情報であって、次の①②に該当するもの ① 同左 ② 「 個人識別符号 」が含まれるもの New ・ 生体認証データ (指紋データ、顔認識データ等) ・ マイナンバー、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、健康保険証番号等
要配慮個人情報 (第2条③)	—	人種、信条、社会的身分、病歴等のいわゆる機微情報 (ただし、 本籍地は含まれない) ・ 一部の例外を除き、 取得時に本人の事前同意が必要 ・ オプトアウトによる第三者提供は禁止
5000人要件 (第2条⑤)	取り扱う個人情報が5,000人を超えない事業者は、個人情報取扱事業者から除外	人数要件が撤廃された 対象範囲の拡大
匿名加工情報 (第2条⑨)	—	次の①②の措置を講じて特定の個人を識別することができないようにしたもの ① 個人情報の一部を削除 ② 個人識別符号の全部を削除 匿名加工情報については、利用や第三者提供について緩和措置あり
個人データの消去 (第19条)	—	利用する必要がなくなった時は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない 努力義務
オプトアウト (第23条②)	あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知りえる状態に置いている場合は、個人データを第三者に提供することができる	左記に加えて、 ① 個人情報保護委員会への届け出 が必要 義務 ② 事業者はインターネット等で公表義務 (ガイドライン) ③ 個人情報保護委員会は、 公表義務 あり ⇒ 要配慮個人情報の場合は、オプトアウト不可 厳格化
【提供する側】 第三者提供記録の作成 (第25条)	<記録の作成義務がない場合> ・ 国・地方公共団体等へ提供 ・ 法令に基づく場合等 ・ 委託・合併・共同利用	① 提供記録の作成義務 提供年月日、第三者の氏名ほか 義務 ② 提供記録の保存義務 (例外) 国・地方公共団体、委託、共同利用、税務調査等 義務
【提供を受ける側】 第三者提供記録の作成 (第26条)	<記録の作成義務がない場合> ・ 国・地方公共団体等からの受領 ・ 法令に基づく場合等 ・ 委託・合併・共同利用	① 確認義務 ・ 第三者の名称及び住所、代表者等 義務 ・ 第三者が当該データを取得した経緯 義務 ② 提供を受けた 記録の作成義務 義務 ③ 提供を受けた 記録の保存義務 義務

3. 企業年金の実務において遵守すべき法令やガイドライン等について

2017年5月30日以降に、企業年金の実務での個人情報^{※1}の取扱いにおいて遵守すべき法令、ガイドライン等については下図のとおりとなります。中小規模事業者^{※2}に該当する場合を除いて、企業年金の実務での個人情報^{※1}の取扱いに関しては、年金上乗せルール (電子データの漏えい等を防止するための厳格な技術的安全管理措置) への対応がもとめられることに変更はありません。

※1 特定個人情報 (マイナンバー) 以外の個人情報を指します

※2 中小規模事業者

次の①～③の条件を満たす事業者を中小規模事業者と言い、年金上乗せルールについては適用除外となります。

- ① 従業員の数が100人以下であること
- ② 個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日においても5,000を超えないこと
- ③ 委託を受けて個人データを取扱う者では無いこと

2017年5月30日以降に企業年金が遵守すべき法令、ガイドライン等

法令等

個人情報の保護に関する法律
個人情報の保護に関する法律施行令
個人情報の保護に関する法律施行規則

ガイドライン

個人情報保護法律に関するガイドライン (通則編)
(第三者提供時の確認・記録義務編)
(外国にある第三者への提供編)
(匿名加工情報編)

年金上乗せルール

【告示】私的年金分野における技術的安全管理措置

【適用除外】中小規模事業者

年金上乗せルールで求められる技術的安全管理措置 (日本年金機構の情報漏洩事故を受けた強化ルール)

- ① 加入者等の個人情報を取り扱う基幹システムのネットワークとインターネットを分離する。インターネットに接続されたパソコンで基幹システムの個人情報を直接取り扱う作業を行わない。
- ② 個人データを外部に移送する場合には暗号化・パスワード設定を必ず行い、原則インターネット電子メールで送信せず、専用線等のセキュリティが確保された通信を用いる。⇒ **DCライトサービスはセキュリティが確保された通信**
- ③ ①②について可能なものはただちに実施。システム対応が必要なものはシステム改修を検討すること。システム回収前に基幹システムの個人データを取り扱う場合、暗号化・パスワード設定、作業後のパソコンからの個人情報の消去等を徹底する。

4. 企業年金の実務で対応いただくべきこと

企業年金の実務において目指すべきことは、改正法をはじめとした法令、ガイドライン等の趣旨に沿って、個人情報の漏えい等を防止することにあります。この目的を達するためには、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインでも示されているとおり、「基本方針の策定」・「規程類の整備」を行い、これらを遵守した実務運営を行っていただく必要があります。

目指すべきこと

個人情報の漏えい、滅失及びき損等を防止し、個人情報保護の徹底を図る

